

第27回大仙市農業委員会総会議事録

1 日時 令和7年7月9日（水） 午前10時～午前10時34分

2 場所 神岡農村環境改善センター

3 委員定数 24名

4 出席委員（21名）

1 番 鈴木 正雄	2 番 佐藤 洋悦	3 番 佐藤 吉男	4 番 佐藤 学
5 番 信田 浩則	6 番 本間 隆喜	7 番 齋藤 正宏	9 番 玉井 慎太郎
10 番 小笠原 喜悦	11 番 長澤 信徳	12 番 高川 吉昭	13 番 伊藤 又二門
14 番 高橋 勝範	15 番 佐藤 敏光	16 番 桜田 友子	18 番 泉 芳博
19 番 竹原 まゆみ	20 番 小松 伸一	21 番 鈴木 靖浩	22 番 茂木 靖雄
24 番 細谷 精悦			

5 欠席委員（3名）

8 番 伊藤 悟	17 番 渡邊 敏雄	23 番 田村 誠市
----------	------------	------------

6 出席した農地利用最適化推進委員（無し）

7 出席した職員

参 与	事務局	事務局長	藤原 千鶴
		主 幹	渡邊 高広
		主 幹	黒澤 美咲
		主 査	加藤 卓志
		主 事	小笠原 一志
	大曲分室	主 任	伊藤 圭吾
	西仙北分室	主 幹	茂木 美世子
	中仙分室	主 幹	藤川 美由紀
	協和分室	主 査	戸島 廣憲
	南外分室	主 事	本間 晃一
	仙北分室	特定事務員	伊藤 久子

太田分室 主 幹 倉田 康弘

8 議事録署名委員

1 4 番 高橋 勝範 1 5 番 佐藤 敏光

参与

参与

参与

事務局長

議長

議長

鈴木靖浩委員	21番、鈴木です。7月1日に事務局と一緒に現地を見て参りました。説明のとおり特段問題もなく、道路挟んで向かい側には貸付人の住宅、北側に貸付人の作業小屋、南側には地域の集会場があるような場所ですので、何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。
--------	---

議 長	案件2番についてお願いします。
-----	-----------------

長澤信徳委員	11番、長澤です。去る7月4日に事務局と推進委員とで現地確認してきました。県道角六線沿いで会社の裏手にある農地ですので、事務局の説明のとおり何ら問題が無いように思いますので、よろしくお願いいたします。
--------	---

事務局長	現地調査大変ありがとうございました。それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。
------	--

議 長	質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)
-----	------------------------------

議 長	質疑無いようですので、これより採決いたします。 本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
-----	---

議 長	全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。
-----	-----------------------------------

議 長	次に、議案第3号の農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題とします。
-----	--

事務局長	議案第3号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める
------	--

令和7年7月9日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長	事務局の説明を求めます。
-----	--------------

[illegible]

申出理由といたしまして、令和８年度採択予定の〇〇〇地区農地中間管理機構関連圃場整備事業に向けて、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇さんと〇〇〇さんに集積するものです。

５９ページ、５８番をご説明いたします。農地の所在は、太田町三本扇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田９筆、計１０筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルです。農地中間管理事業における借受人を変更する契約になります。農地の所有者は、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん６１歳です。利用権の移転を受ける方は、同住所の〇〇〇〇さん３１歳です。設定期間と賃借料につきましては、前の契約を引き継いだものになります。

事務局長

議長

議長

議長

議長

次に、報告第1号の公売による落札者への農地法第3条許可についてを議題とします。

事務局長

報告第1号、公売による落札者への農地法第3条許可について
令和7年6月11日、第26回総会において、買受適格者として承認された者が、下記により落札し農地法第3条許可申請をし、許可書を交付したので報告する

議長

事務局より報告願います。

参与

60ページをご覧ください。令和7年6月11日第26回総会において、買受適格者として承認された、大仙市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さんが、四ツ屋〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積〇〇〇〇平方メートル外、田2筆、計3筆、合計面積〇〇〇〇平方メートルを令和7年6月26日に公売により落札いたしました。落札価格は〇〇〇〇〇〇〇〇〇円で、10アール当たりには割り返しますと、約〇〇〇〇〇〇〇〇円となっております。令和7年6月26日に落札者の〇〇〇〇さんから農地法第3条の所有権移転許可書の交付申請を受け、同日付で許可書を

以上報告いたします。

報告第2号、地域計画に記載された農業用施設に係る転用（許可不要）の報告について
下記の認定農業者から、地域計画の区域内において、農業用施設を設置したい旨の申出があり、農地法施行規則第29条第4号及び第53条第4号並びに農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の規定による許可を要しないことを通知したので、これを報告する

事務局より報告願います。

申出理由といたしまして、事業拡大に伴い既存のライスセンターの隣接地に農業用倉庫の建築を計画したものです。周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないか検討した結果、例外的に許可を要しない行為に該当していることを認め、申出人に農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項並びに農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の規定による許可を要しないことを通知したのでご報告いたします。

以上報告いたします

報告第3号、農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する

事務局より報告願います。

以上報告いたします。

議 長

これで本日の日程は全て終了しました。その他、事務局から何かございませんか。

事務局

その他

(1) 農地パトロールの実施について

議 長

委員の方々から何かありませんか。

無いようですので、以上をもちまして、第27回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。
本日は、ご苦勞様でした。(午前10時34分 閉会)

会議規則第31条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年7月9日

会 長 細谷 精悦 _____

委 員 高橋 勝範 _____

委 員 佐藤 敏光 _____